

# 昭和48年の地盤沈下調査結果の要約

石井 求\* 遠藤 豪\*

(\* 東京都土木技術研究所地盤部)

## 1 最近における地盤沈下の概況

### (1) 低地部（東部地域に分布する標高約10m以下の下町低地とよばれている地域）

この地域の地盤沈下は、第二次世界大戦後に再発し、昭和36年には年間10cm以上沈下した面積が74km<sup>2</sup>に達した。この地盤沈下の防止・軽減を目的とする地下水揚水規制により、江東地区では昭和37～38年頃から地下水位の低下量がやや減少し、昭和40年の中頃から地下水位が上昇へと転じ、これに対応して沈下量が減少した。しかし、地下水位は昭和43年中頃から昭和46年の後半にかけて再び低下する傾向を示し、昭和43年には荒川河口付近の江戸川区小島2丁目にある水準基標〔(江)20〕において、23.89cmという今までにない大きな沈下量が測定された。

江東区、江戸川区内の水溶性天然ガスの採取は、昭和47年7月1日から25%減の自主規制が行われ、昭和47年12月31日には全面停止となった。その結果、昭和48年7月1日、および昭和49年1月1日基準日の水準測量によると、天然ガス井が分布していた区域の沈下量は急減した。

板橋区、北区、足立区、葛飾区では、建築物用地下水の採取の規制に関する法律による地域指定、同水源転換が江東地区と同時に行われたが、この地域における工業用水法による地域指定、同水源転換が江東地区に比べて遅れたため、昭和46年の中頃まで地下水位は低下し、地表面の沈下も続いている。昭和46年4月城北地区工業用水道の通水とともに、工業用に使用されていた地下水が順次転換され、また昭和47年5月から工業用地下水の規制が強化された。このような揚水規制により、昭和46年後半から地下水位は上昇へと転じ、沈下量は足立区・葛飾区の埼玉県境付近を除くと、2～4cmに減少した。

### (2) 山の手台地と多摩地区

山の手台地の地盤沈下は、調査施設の整備にともない、昭和39年頃から順次明らかになり、板橋区・練馬区の北部から埼玉県境にかけて例年2～6cmの沈下量が測定された。昭和46年以降の地下水揚水規制の実施にともない、未規制の時期に比べて地下水位の低下量はやや減少

し、沈下量も減少した。多摩地区については、昭和47年から変動量が明らかになった田無市、保谷市では、昭和47年と比較すると、沈下量は3～4cm減少している。昭和48年には、新たに清瀬市を中心として大きな沈下量が測定された。

## 2 昭和48年の地盤沈下

昭和48年の地盤沈下調査の結果を要約すると、つぎのとおりである。

(1) 23区内の沈下量は、隅田川沿いで約1cm、荒川河口付近で4～10cm、新中川沿いで2～4cm、足立区・葛飾区の北部で4～8cm、板橋区の北部から練馬区の北西部にかけて1～4cmである。

多摩地区の調査範囲が拡大された結果、小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市の全域と東大和市、国分寺市、小金井市一部の地域で沈下量が明らかになった。それによると、東大和市から東久留米市にかけて6cm以上、特に清瀬市で20cm以上の沈下量が測定された。

5cm以上沈下した地域は、荒川河口付近、足立区六木町・花畠町付近、清瀬市付近の3ヶ所である。

沈下量の増減を昭和47年と比較すると、北区、荒川区、台東区の隅田川沿いから、足立区、葛飾区の全域および江戸川区の東部では、沈下量が1～2cm増加している。また、荒川河口付近の水溶性天然ガス井が分布していた区域では、沈下量が4～7cm減少している。この沈下量の減少は、水溶性天然ガスの採取を全面的に停止したためであると思われる。

なお、昭和48年の最大沈下量は、清瀬(2)(清瀬市下清戸2丁目)の21.65cmである。

(2) 地下水位は荒川沿いの宮城第2観測所で最も低く、約-53m(T.P.)である。昭和47年12月31日と昭和48年12月31日の地下水位を比較すると、地下水位は練馬第2観測所を除いていずれも上昇している。地下水位が最も上昇したのは、宮城第2観測所の2.46mである。

参照 昭和48年度東京都土木技術研究所年報

「昭和48年の地盤沈下について」

等変動量曲線図  
昭和48年1月1日～昭和49年1月1日  
単位 mm

沈下

